

国における消費者行政の動向について(平成 26 年度以降)

1 最近整備された主な消費者行政関連法

○ 食品表示法の制定(平成 27 年 4 月 1 日施行)

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設する。

○ 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する法律

(消費者安全法一部改正を含む、平成 28 年 4 月 1 日施行、一部未施行)

景品表示法では、都道府県に対し措置命令権限、合理的根拠提出要求権限付与を盛り込む。
消費者安全法では、消費生活センター設置や消費生活相談員に関する規定や、消費者安全確保地域協議会設置に関する規定等を盛り込む。

○ 消費者裁判手続特例法の制定(平成 28 年 10 月 1 日施行)

多数の消費者の被害の回復を容易にするため、新たな訴訟手続きや特定適格消費者団体に関する規定を整備する。

○ 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 年 6 月 3 日公布、未施行)

悪質事業者への対応として、次々と法人を立ち上げて違法行為を行う事業者への対処、業務停止命令の期間延長や調査に関する権限強化等を盛り込む。

○ 消費者契約法の一部を改正する法律(平成 29 年 6 月 3 日施行)

新たな契約取消事由として過量な内容の契約取消しの追加や、事業者の債務不履行の場合における消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする条項の追加等を盛り込む

○ 独立行政法人国民生活センター等の一部を改正する法律(平成 29 年 10 月 1 日施行予定)

被害者の救済を消費者団体が代わって求める被害回復制度について、(独)国民生活センターが立担保できるようにするための措置を盛り込む。

2 基本計画等の策定

○ 消費者基本計画(3期目:計画期間 27~31 年度)の策定

策定の趣旨:消費者を取り巻く環境が変化し、消費者問題が多様化・複雑化している現状から、これまでも増して、多くの府省庁間の積極的かつ計画的・一体的な施策の実施が必要となっており、長期的な展望を視野に入れつつ、環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策をさらに推進していくため策定

3 地方消費者行政の充実強化

○ 地方消費者行政強化作戦(消費者庁・平成 27 年 3 月～)

策定の趣旨：どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備するため、交付金を通じ、地方における計画的な取組を支援

当面の政策目標：都道府県ごとに以下の目標の達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

<政策目標 1> 相談体制の空白地域解消

- ・相談窓口未設置の自治体（市町村）を解消

<政策目標 2> 相談体制の質の向上

- ・消費生活センター設立促進(人口 5 万人以上の全市町、かつ人口 5 万人未満の市町村50%以上)
- ・管内自治体（市区町村）の50%以上に消費生活相談員を配置
- ・消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ
- ・消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ（各年度）

<政策目標 3> 適格消費者団体の空白地域解消

- ・適格消費者団体が存在しない3ブロック（東北、北陸、四国）に適格消費者団体の設立支援

<政策目標 4> 消費者教育の推進

- ・消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置（全都道府県・政令市）

<政策目標 5> 「見守りネットワーク」の構築

- ・消費者安全確保地域協議会の設置（人口 5 万人以上の全市町）

※「地方消費者行政活性化交付金」により造成した「地方消費者行政活性化基金」による地方事業支援は、平成29年度で終了。平成26年度経済対策補正予算以降、「地方消費者行政推進交付金」が交付されている。